消費生活相談コーナー

5月は『消費者月間』です! 「高齢者の消費者被害」「二次被害」に気をつけましょう。 (平成26年度消費者月間・全国統一テーマ)

「つながろう消費者~安全・安心なくらしのために~」

りんごやみかんの押し売りにご注意!

果物などの移動販売形式による訪問販売の消費相談が時々寄せられます。「断っても帰ってくれない」、

「大きな声で脅すので怖くなって買ってしまった」また、「試食はおいしかったが買ったりんごは腐っていた」など、悪質なケースもあります。



ケース 】

●被災地から来たというので気の毒に思い、たく さんのりんごを買ってしまった。後で開けたら腐っていた。

ケース2

●業者が帰った後、食べたらおいしくなかった。連絡しようとしたら、領収書など何も受け取っていないことに気が付いた。

困ったときは 米原市消費生活相談窓口へ (米原庁舎1階)

相談専用 252-8088

〔受付〕平日9時30分~16時



トラブルに 遭わないためには・・・

- ・興味がなければ話を聞かない。ドアも開けず毅然と断りましょう。家の中に入れたり、試食をすると断りにくくなります。
- ・買う前に値段や品質などをしっかり確認しましょう。
- 断っているのに帰らないときは110番しましょう。
- ・すぐに消費生活相談窓口に相談しましょう。
- *クーリングオフは、訪問販売の場合、今回のケース例にある果物でも可能ですが、 3,000円未満の現金払いの場合はできません。また、領収書などを受け取っていない場合も販売業者を特定できないのでクーリングオフが難しくなります。

【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

「セーフティーローラー 心のふれあい60日」展開中

米原警察署では、高齢者を対象とした特殊詐欺被害や交通事故を抑止するため、5月31日までの間「セーフティーローラー心のふれあい60日」を展開しています。

市や各自主防犯・交通団体等と連携を図りながら、高齢者世帯への巡回連絡を集中的に行うとともに、防犯教室や交通安全教室を開催し、振り込め詐欺被害や交通事故防止の啓発・警戒を強化しています。おじいさん、おばあさん、被害に遭わないよう気をつけてください。

4月15日、近江にし保育園の園児らが啓発活動





*米原市内の犯罪発生状況(平成26年4月29日現在) ※カッコ内は前年比

総数 67件 (-58件)、侵入盗罪 3件 (-9件)、乗物盗 10件 (-10件) 非侵入盗罪 28件 (-27件)、その他の刑法犯 26件 (-12件)

*米原市内の交通事故

件数 44件 (-4件)、死者 3人 (+3人)、傷者 54人 (-5人)